



3 計画の基本方針

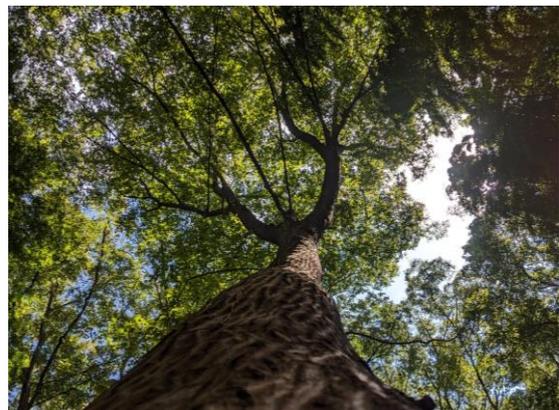
3-1 コンセプト

生き物と共に暮らせるまち・くにたち

本計画のコンセプトは、前計画を継承します。前計画策定から緑を取り巻く現状は変化し、緑の量は全体的に減少傾向にあります。動植物の現状は、外来種の増加や水辺環境の減少など、生物多様性の保全に関わる課題も出てきています。本計画では、改めて、「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」をコンセプトとして捉え、緑の保全、生物多様性の保全を推進し、多様な主体と共に持続可能な社会を目指します。



大学通り



谷保の城山



シジュウカラ



アオスジアゲハ



3-2 取組方針

方針の具現化にあたり、取組方針を設定します。

本計画は、「緑の基本計画」と「生物多様性地域戦略」を一つにまとめたものですが、各々の分野は関係性が深いことから完全に分割できるものではなく、また、それぞれの施策の実施や利活用に当たっては市民や市民活動団体・民間事業者、行政等の協働により取り組むことが必要と考え、下記に示す取組方針を定めます。



図 3-1 取組方針の概念図

■緑に関する取組方針

取組方針 1 国立ならではの緑の保全

国立市は、崖線と多摩川に挟まれた3つの平坦面からなり、崖線にはまとまった樹林が残され、その下部に農地が広がっています。市内には、大学通りに代表される特徴的な街路樹、公園や花壇などの身近な緑、さらに住宅の庭や事業地等の生垣などに点在する緑が市内に広がっています。これらの緑は、市民の憩いの場や国立らしさを形成しています。

国立市に広がる様々な緑は、国立を形作る地形・風土を基に、先人が守り育ててきた貴重な財産であり、国立らしさの代表的なものとして、今後とも保全していきます。



大学通り



方針として掲げている緑の機能には、以下のことが考えられます。

①美しい景観の創出、潤いと安らぎのある生活への寄与

- ・都市の緑地は、都市のシンボルとなる美しい景観を創出する機能を持ち、人々の生活にゆとりと潤いをもたらしています。また、地域のアイデンティティや次代を担う子どもたちの感受性も育みます。
- ・市民が、地域固有の自然環境を学ぶことができる生涯学習の場としての機能も有しており、その学びを地域に還元していくことができる場としても期待されています。

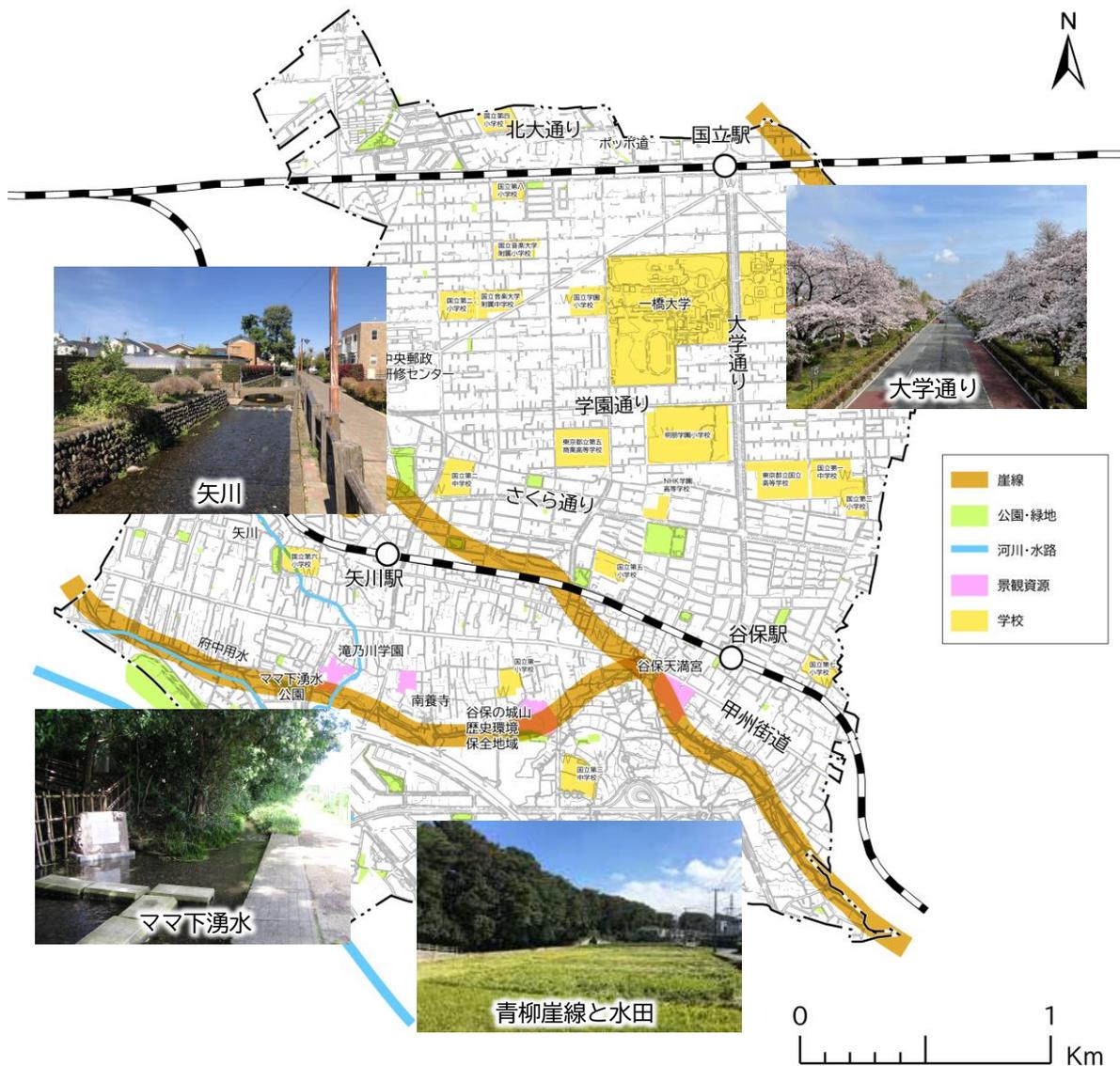


図 3-2 国立の特色ある景観

出典：景観づくり基本計画（写真）



②ヒートアイランド現象の緩和

- ・都市の緑地は、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、都市内に涼やかな空間を形成する機能を有しています。近年、猛暑日が増加している夏季の気温上昇に対する暑熱対策や気候変動適応策として、緑地の保全や緑化の推進が必要です。
- ・市内には、ヒートアイランド現象緩和に関する涼やかな空気を生み出す緑地として、大学通り緑地帯、さくら通りなどの街路樹、一橋大学などの教育機関敷地内の樹林地、公園、公共施設の緑地、青柳崖線などの樹林地、社寺林、農地、多摩川や矢川などの水辺空間があります。
- ・これらの緑地から涼やかな空気が周辺市街地のにじみ出し、気温を下げる効果が期待されます。既存緑地の保全に加え、接道部緑化や建築物の緑化を推進し、樹木被覆率の維持を目指します。

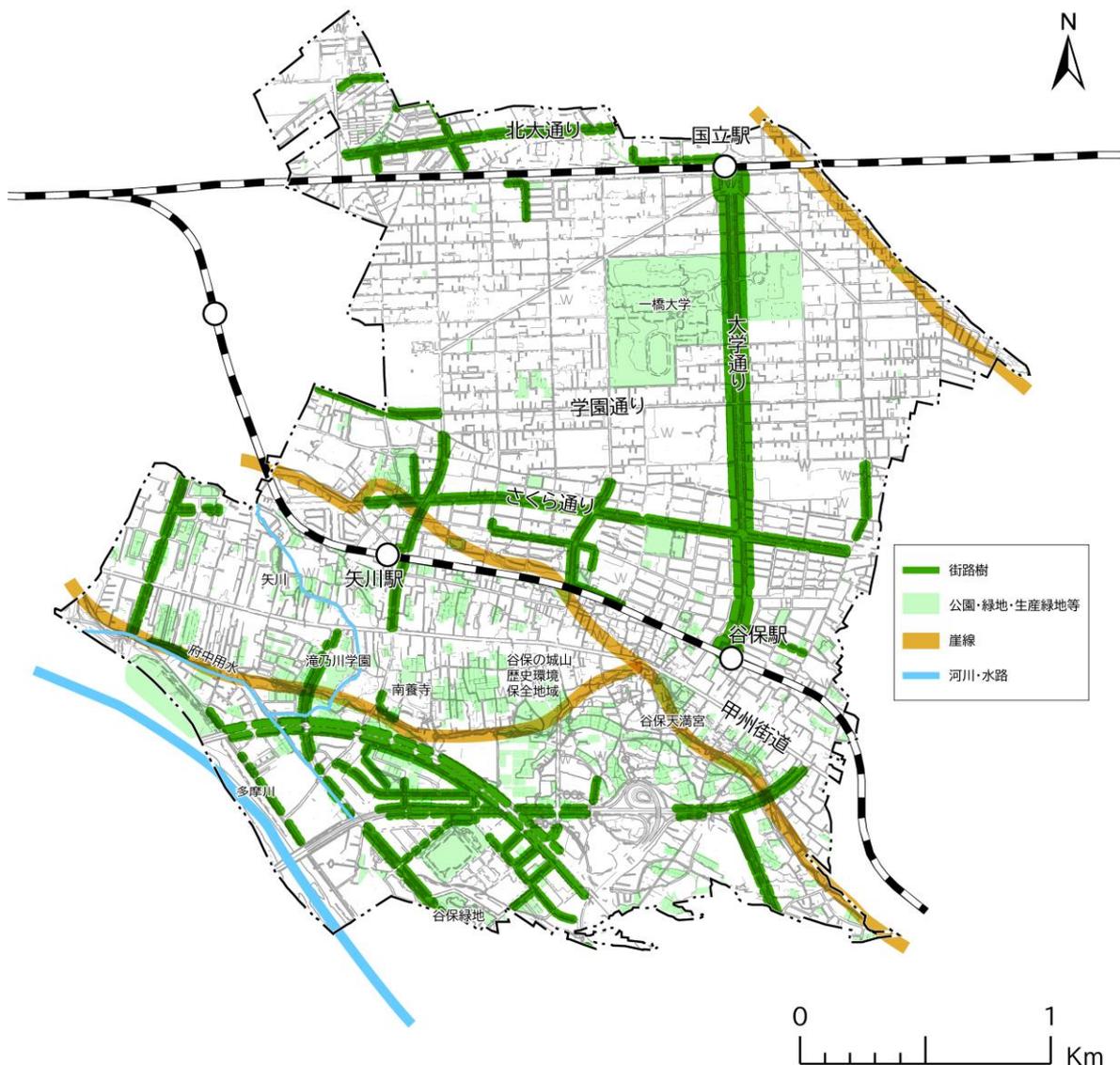


図 3-3 ヒートアイランド現象緩和に関わる緑地



③自然災害に対する都市のレジリエンスの向上

- ・都市の緑地は、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化が懸念される中、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止など、気候変動に関わる影響への適応策としての機能を有しています。
- ・緑地の有する雨水浸透機能によって雨水が地下に浸透することは、雨水流出抑制・浸水軽減に寄与するほか、地下に浸透した雨水は地下水となり、湧水として湧出したり、河川の河床から湧出して河川流量を安定させたりするなど、健全な水循環への貢献が期待できます。

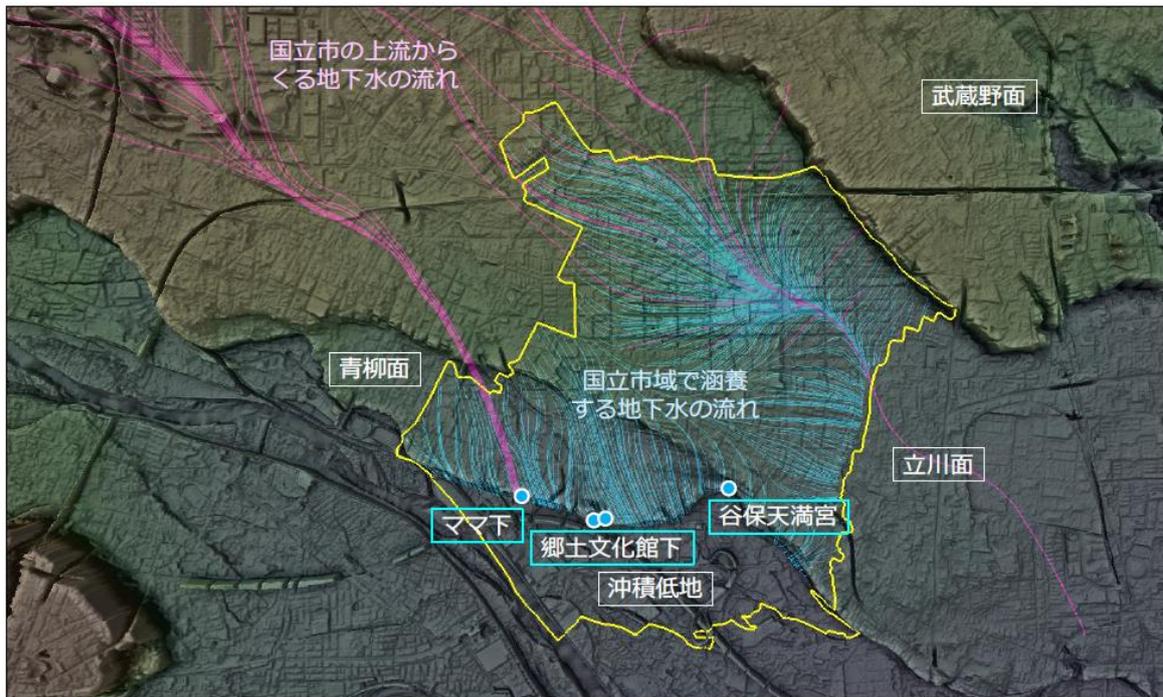


図 3-4 国立市および上流からの地下水の流れと主要3湧水の位置関係

出典：国立市湧水保全に向けた効果的な地下水涵養施設検討概要報告書



④ウェルビーイングの向上

- ・都市における身近な公園や緑地は、緑豊かで開放的な環境の下で、散策や遊び、休息やスポーツをする場など、健康的な生活を送る上で欠かせない貴重なオープンスペースです。
- ・心と体の健康を保つことの重要性は、物質的な豊かさの向上を背景により一層高まっており、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして、あらゆる年齢のすべての人々のウェルビーイングを促進することが位置づけられています。
- ・国立市では、広義の健康の概念として「ウェルビーイング」をまちづくりの根幹に据え、「健康まちづくりプラン」を策定しています。優先的に取り組む3つの方向性として、「Ⅰ. つながり、集えるまち」、「Ⅱ. 楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまち」、「Ⅲ. 多様で豊かな食と文化を志向するまち」を定めています。
- ・市内には多様な散策路があり、市民の健康やウォーカブルなまちの実現に寄与しています。



図3-5 国立市の散策路

出典：いい日くにたちおでかけマップ（令和5年10月）より作成



■生物多様性に関する取組方針

取組方針2 次代につなげる生物多様性の保全

国立市には崖線や湧水、まとまった樹林地など、面積は広くありませんが、生き物の生息空間として重要な自然性の高い緑が残されています。また、公園や街路樹などの緑、住宅の庭や生け垣などの緑なども、生き物の生息空間だけでなく、エコロジカルネットワークとして重要です。しかし、今回の生き物に関する調査結果から、20年前と比較して外来種の増加や生息する生き物が変化するなど、生物多様性の質に変化がみられます。

市民が引き続き豊かな生態系サービスを楽しみ続けることができるよう、良好な生物多様性を次代につなげていくため、生物多様性保全を推進します。



矢川



お鷹の森



キンラン



カワセミ



エコロジカルネットワークの形成

- ・人間活動によって、世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けています。このような状況を踏まえ、令和4年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された世界目標である、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、ネイチャーポジティブが掲げられ、その具体的目標として30by30目標などが設定されました。
- ・都市の緑地は、グリーンインフラとして、気候変動対策、生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上といった、様々な課題の解決に資することが期待されています。これらの機能は、エコロジカルネットワークとしてつながることにより、一層効果を高めることができます。
- ・エコロジカルネットワークは、生き物の生息場や移動経路となる一方で、アライグマやガビチョウなど外来種の生息範囲を広げる結果となることが懸念され、それらの生息状況等に対し留意や対策が必要です。

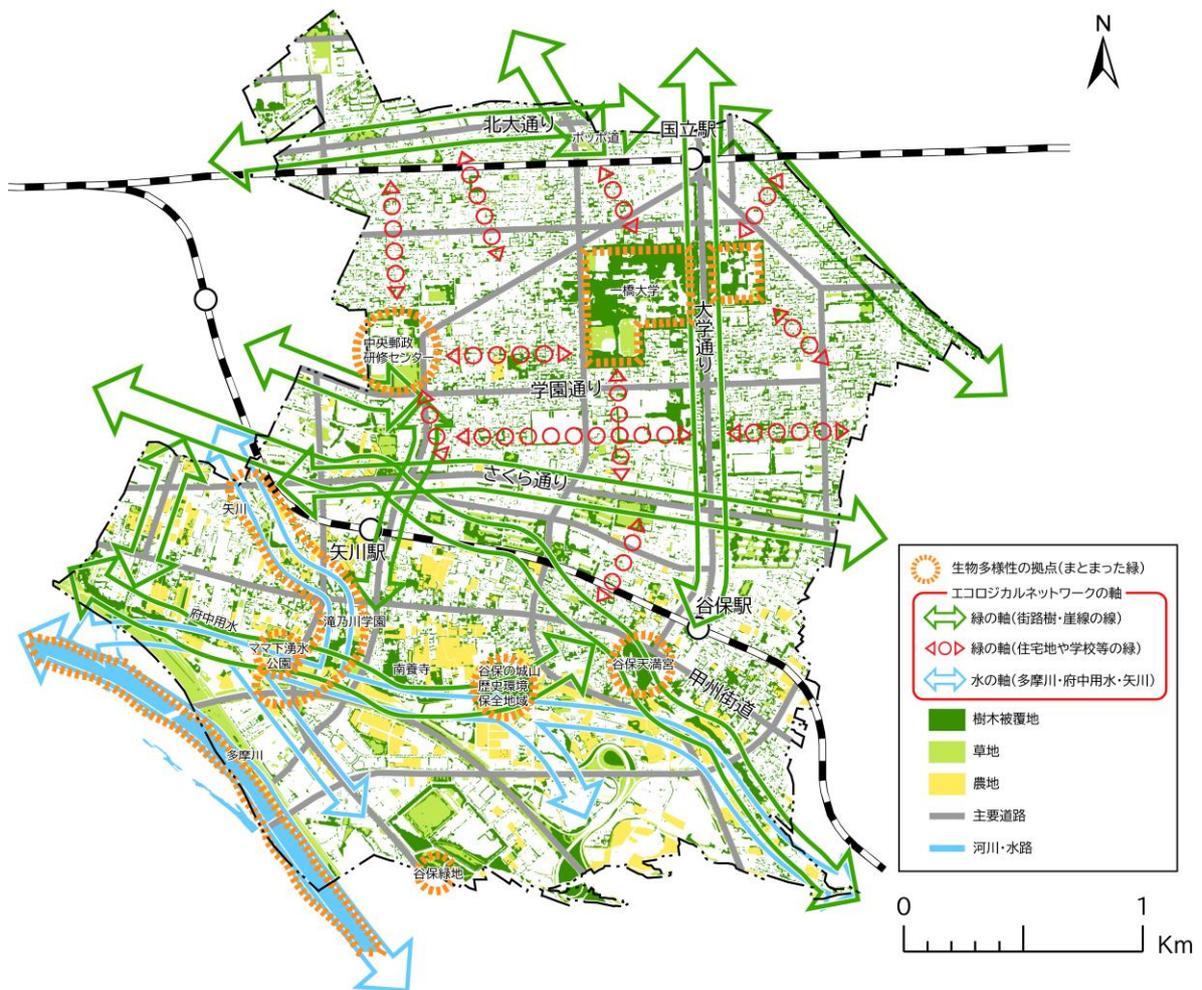


図3-6 国立市におけるエコロジカルネットワーク



■協働に関する取組方針

取組方針3 協働による取組の推進

緑や生物多様性の保全には、市民・市民活動団体、民間事業者、行政等の多様な主体との協働が必要です。

関係する主体が連携し、様々な取組を協働して行うことで、取組の幅が広がり、活動の展開が期待されます。



市民ボランティアによる
土壌改良作業の様子



中学校と連携した緑化活動の様子

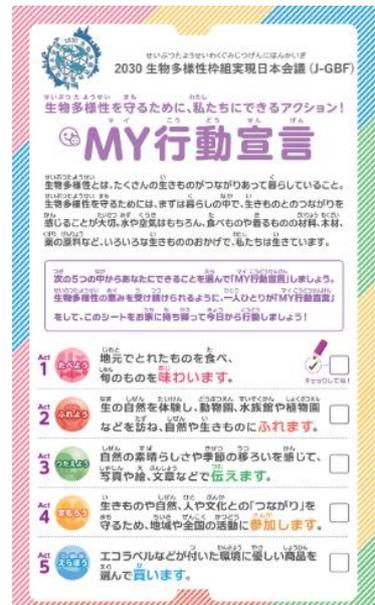
コラム 行動変容を促す効果的な情報発信とは

緑や生物多様性の保全を推進していくためには、市民一人ひとりがこれらの現状や重要性を認識し、保全に向けた行動を取っていくことが求められます。生物多様性国家戦略 2023-2030 においても、行動目標の中に「国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す」という項目が含まれており、重要な施策として位置付けられています。

環境省では、行動変容を促す効果的な事例として、「ナッジ」（英語 nudge：そっと後押しする）を始めとする行動科学の知見を活用し、ライフスタイルの自発的な変革を促す新たな政策を進めています。例えば、普及啓発のツールとして運用されている生物多様性保全のために実施できそうなアクションを選んで宣言する「MY 行動宣言」は、宣言した人が宣言していない人と比較して、生物多様性に関する関心が向上したという調査結果があります。

国立市においても、緑や生物多様性の保全に向けた行動変容につながるよう、行動科学の知見を活用した情報発信について検討していきます。

参考：環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_02906.html
内閣官房ホームページ（環境省作成資料）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaiigi/agile_seisaku_wg/dai2/siryou4-1.pdf



ナッジを用いた取組例



3-3 緑の配置方針

取組方針に基づき、緑の配置方針を設定します。

緑の保全に対する配置として、国立ならでの緑である、崖線や農地、まとまりのある緑地などを「緑の拠点」として位置づけます。

生物多様性の保全に対する配置として、豊かな生態系のある場所を「生物多様性の拠点」、特徴ある街路樹などを「緑の軸」、河川を「水の軸」として位置づけ、エコロジカルネットワークを形成していきます。

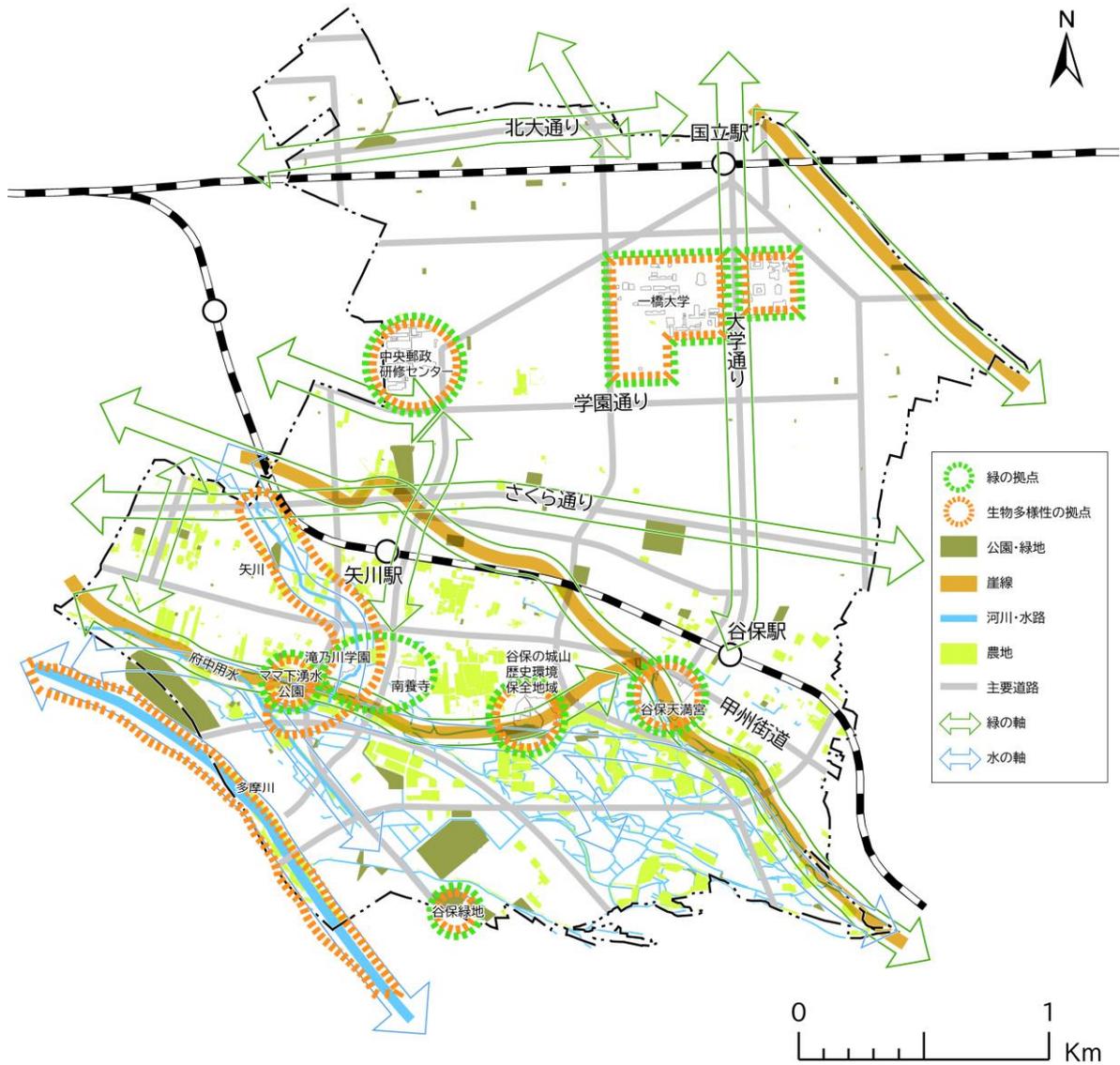


図 3-7 緑の配置方針



3-4 緑化重点地区

緑の保全・再生・創出を重点的に進める地区である「緑化重点地区計画」を位置づけます。緑化重点地区は、都市緑地法第4条に規定され、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」として、定められています。

本市では、前計画において、市域全域を緑化重点地区としました。本計画では、前計画と同様に市域全域を緑化重点地区に設定します。また、以下に示す、大学通り緑地帯などの市街地の緑や、南部地域の崖線に連なる樹林地や社寺林、湧水も含めた豊かな水環境については、緑に囲まれた魅力あるまちづくりに向けて欠かせない地域であることから、より積極的な保全、維持管理を推進していくものとします。

■大学通り

国立駅から南に約 1.2 km 続く大学通りは、春は「桜」、秋は「いちょう」で彩られ、国立市民の憩いの場だけでなく、市外からも多くの来街者が訪れる、国立市のシンボルとして親しまれています。大学通り緑地帯には、多様な動植物が生息し、市における動植物の生息環境として重要な役割を果たしています。



大学通り緑地帯

方針

・エコロジカルネットワークの骨格的な回廊、市を代表する風格ある都市景観の保全を推進します。

■一橋大学

大学キャンパスには、豊かな自然環境が広がっており、クヌギやコナラ、アカマツなど、高木の樹林内には多様な生態系が存在します。ツミやおオタカといった猛禽類をはじめ、様々な鳥類や昆虫が生息しており、自然の多様性を感じることのできる貴重な役割を果たしています。



一橋大学

方針

・大学構内のコナラ、クヌギ、アカマツは市内では貴重な雑木林となっており、同種の樹木の植栽などによる維持が望まれることから、連絡協議会などを通じて取組を共有していきます。



■さくら通り

大学通りと並ぶ、国立の桜並木の名所です。富士見台団地の誕生とともに道路が作られ、その際にソメイヨシノが植樹されました。老木化した桜の植替えや車線を4車線から2車線に減線し、自転車道を新たに設けた、「人にやさしい道」への改修事業を行い、富士見台地域を象徴する通りとして、地域住民に愛されています。



さくら通り

方針

・地域住民に愛される通りとして、緑豊かな道路景観の保全を推進し、質の高いエコロジカルネットワークを形成します。

■崖線樹林地（青柳崖線、立川崖線）

立川崖線・青柳崖線は、古代に多摩川が南へと流れを変えていく過程で武蔵野台地を削り取ってできた、河岸段丘の連なりで、野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっています。また、谷保の原風景として田畑や用水路、崖線下の湧水とともに、後世に伝えていくべき貴重な存在です。

崖線樹林地の一部は、保全地域として指定され、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然を形成しています。



立川崖線緑地保全地域

方針

・連続的な崖線樹林地と用水路、農地が一体となった自然空間として保全を推進していきます。



■谷保の城山（歴史環境保全地域）

歴史環境保全地域とは、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域のことを言います。

谷保の城山は、青柳段丘の南端にあり、青柳崖線の一角に歴史的遺産と一体となって、小規模ながらひととき良好な自然地を形成しています。



谷保の城山（歴史環境保全地域）

方針

- ・樹林地、用水、湧水、水田の一体的な自然環境の保全を推進します。
- ・市民と自然環境や歴史とのふれあいの場として活用を推進します。

■谷保天満宮一帯

谷保天満宮は、学問の神様として有名な菅原道真公を祀った神社です。東日本で最も古い天満宮であり、本殿は、1749年に建築され、市指定有形文化財に指定されています。

境内は、東京都指定文化財（天然記念物）に指定されている社叢林や崖線樹林が広がり、緑豊かな環境と荘厳な景観を醸し出しています。また、約 350 本の梅林が広がっており、名所のひとつです。



谷保天満宮

方針

- ・社叢林による景観と崖線樹林の一体的な自然環境の保全を推進します。
- ・歴史や自然とのふれあい空間として保全を推進します。
- ・東京都指定文化財（天然記念物）である社叢林の保全に、都と市も関わっています。



■滝乃川学園、矢川おんだし一帯（矢川おんだし里山保全地域）

滝乃川学園は、青柳段丘上に位置しており、園内の中央を矢川が南北に流れ、緑豊かな自然環境が大切に守られ、存在しています。

また、崖線下に広がる水田耕作地へ出たところで、府中用水などの水路とほぼ直角に合流しています。この地域は「矢川おんだし」と呼ばれ、特徴的な美しい景観を形成しています。

なお、矢川おんだし一帯は、その良好な環境から、令和7（2025）年3月に東京都から「矢川おんだし里山保全地域」に指定されています。



方針

- ・滝乃川学園敷地内の崖線樹林地は、引き続き、貸借契約を結び、市で保全管理に取り組みます。
- ・矢川おんだしを含めた緑豊かな当地域は、里山保全地域の指定により、樹林地、用水、湧水、田畑で形成される一体的な自然環境、景観の保全に取り組みます。

■多摩川

多摩川は、全長138km、流域面積1,240km²ある、首都圏を流れる一級河川です。

国立市においても、南部地域に接しており、タヌキなどの哺乳類も生息しています。河川敷は、公園が整備されており、グラウンド等としてスポーツやレクリエーションに、幅広く利用されています。



方針

- ・水辺の空間と草地在り形成された自然環境の保全を推進します。
- ・市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場として、活用を推進します。





■矢川、府中用水

矢川緑地から市内を流れる矢川は、透明度が高く、沿川には自然散策路が整備され、四季折々の自然を楽しむことのできる貴重な親水空間として、市民に親しまれています。清流には、多くの貴重な生き物の生息環境となっています。

府中用水は、多摩川からの取水により、用水路として田畑を潤し、農地に欠かせない存在です。通水の妨げにならないよう地域住民や農業従事者により定期的に清掃され、現状が保たれています。また、多摩川と矢川の連続性から、貴重な生き物の生息環境となっています。



方針

- ・矢川緑地保全地域と滝乃川学園を結ぶ、エコロジカルネットワークの骨格的な回廊として、矢川水域及び生態系の保全を推進します。
- ・多様な生き物の生息地や回廊として、府中用水域と水田が一体的な自然環境として保全していくことを推進します。
- ・市民が身近に感じ、憩いの場としての親水空間として活用します。



3-5 都市公園等の管理方針

本市には、94箇所の都市公園等があります。小規模な公園が大半であり、中央部（一橋大学周辺）を除く、市内全域に分布していることが特徴です。このような小規模な公園に対して、地域住民が愛着を持ち、親しみのある公園となるために、市民・市民活動団体や民間事業者との協働や多様な主体による管理運営を進めます。

管理方法区分	管理方針
公的管理者による管理	公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理することを基本に、公園の利用環境と施設条件を良好に維持します。利用者にとって、安全・安心・快適な状態を保つため、植栽管理、遊具等の施設管理、清掃等の維持管理を行います。特に、植栽・施設の点検は、定期的に行います。
市民活動団体や民間事業者等による管理	引き続き、市民活動団体や公園協力会による管理運営を支援します。また、地元自治会、NPO法人、個人ボランティア等の市民参画・協働による管理運営を促進します。また、民間事業者との連携も視野に入れ、地域にとって、利用しやすく、愛着のある公園づくりを推進します。





3-6 計画の目標

本計画では、大学通り緑地帯や一橋大学などの市街地の緑地、また、崖線に連なる樹林地や社寺林、湧水も含めた豊かな水環境など、国立市の骨格的な緑については重点的に保全しつつ、計画的な公園整備や、市民・市民活動団体、民間事業者との協働により緑の保全を推進していくことで、中長期的に緑の総量を維持していきます。

また、こうした拠点や軸となる緑の保全により、エコロジカルネットワークを形成し、外来種の駆除なども含め、生物の多様性を確保し「生き物と共に暮らせるまち・くにたち」として、持続可能な社会を目指していきます。

(1) 計画のフレーム

緑の基本計画及び生物多様性戦略において、基礎的な条件となる目標年次と人口規模は以下のとおりです。

【計画目標年次】

目標年次
令和 16 年度 (2034 年度)

【人口規模の見通し】

年次	現況 令和 6 (2024) 年度	目標年次 令和 16 (2034) 年度
人口	75,889 人	75,377 人

※本市の人口規模の見通しについては、第 5 期基本構想・第 2 次基本計画における将来人口推計を参考に設定しました。



(2) 計画の目標設定

【緑被地・緑被率の目標値】

本市の緑被地は、宅地開発などに伴い年々減少傾向にあり、令和5(2023)年度の現況値は28.0%でした。農地や樹林地などの緑被地は、一度失われると新たに創出することが難しいことから、各種制度の活用による農地や樹林地保全、宅地開発時の緑化指導、公共施設や民有地の緑地保全などにより、緑被地面積、緑被率を現状維持していくことを目標とします。

年次	現況値 令和5(2023)年度	目標年次 令和16(2034)年度
緑被地面積	228.1ha	228.1ha(現状維持)
緑被率	28.0%	28.0%(現状維持)

【都市公園等の整備目標値】

本市の都市計画公園等の整備面積は、令和6(2024)年度の現況値において24.4ha、市民一人当たりの面積は3.22㎡となっています。今後、公園等が少ない地域や広域の事業化が行われる地域などについては、スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場などの公園緑地の整備に取り組んでいきます。

本計画では、整備方針を示している矢川上公園の拡充整備、また、城山公園の拡充整備について、取組を推進していくこととします。これにより、7.9haの都市公園が整備されることが見込まれ、令和16(2034)年度の都市公園等の整備目標面積は32.3ha、市民一人当たりの面積は4.29㎡とします。

年次	現況値 令和6(2024)年度	目標年次 令和16(2034)年度
都市公園等の整備目標	24.4ha	32.3ha
市民一人当たり面積	3.22㎡	4.29㎡



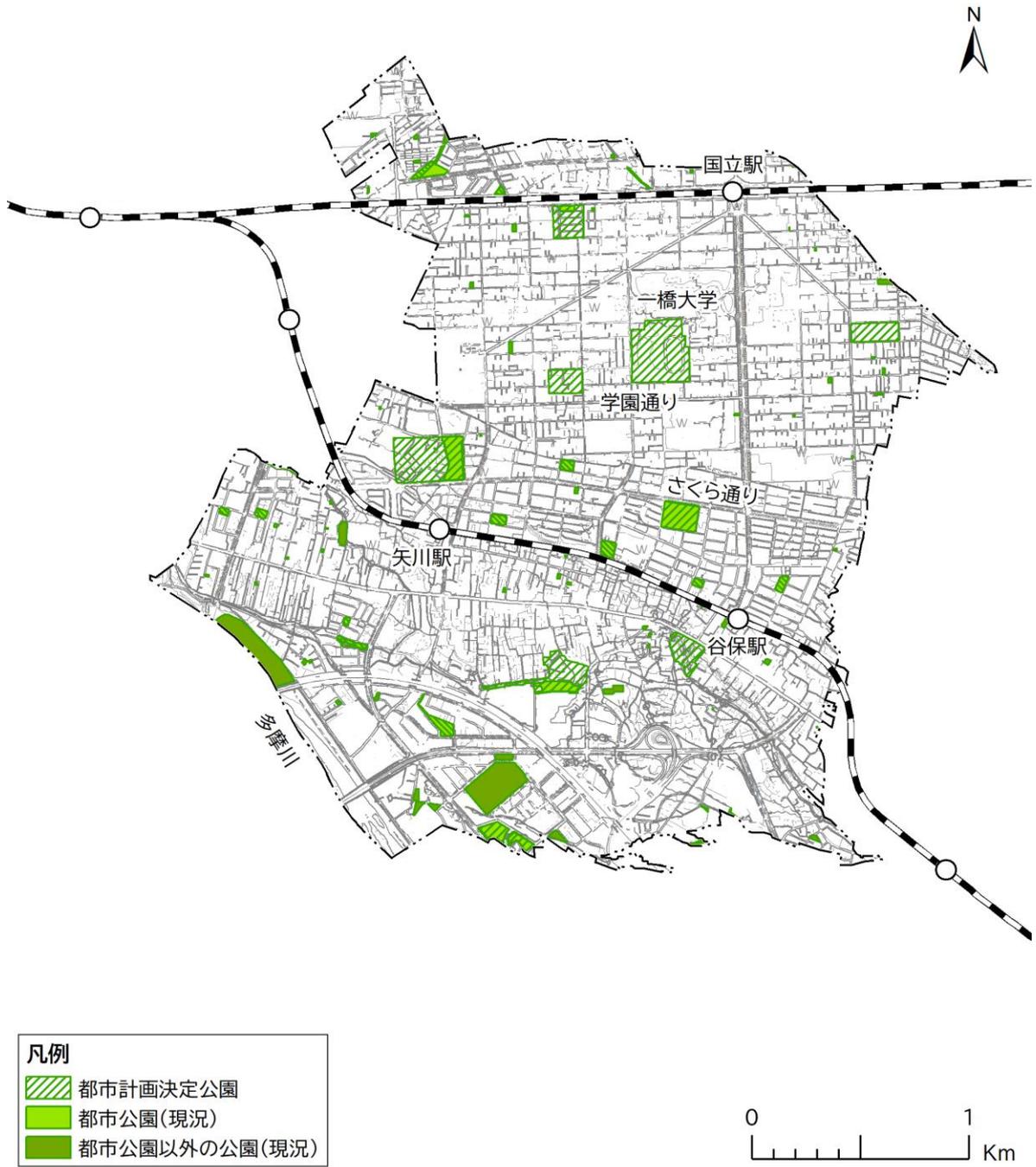


図 3-8 都市計画公園図



【緑や生物多様性に関する取組】

市民の緑や生物多様性に対する認知度は、令和5（2023）年度の市民アンケート結果から非常に高い傾向が見られました。一方で、図2-29のとおり、緑にある程度以上関心がある方でも、「生物多様性の意味を知らなかった、聞いたこともなかった」と回答された方が数多くいました。生物多様性保全を推進するためには、まずは興味を持っていただき、その意味を理解していただくことが第一と考えます。そこで、生物多様性の意味を知っていたと回答される方が、現況値43.3%に対し、目標値を65.0%として設定します。

年次	現況値 令和6（2024）年度	目標年次 令和16（2034）年度
生物多様性の言葉の意味を知っている	43.3%	65.0%

【生物多様性の保全・増進の指標となる動植物】

まとまった雑木林などの緑や生物多様性の拠点、それらをつなぐ街路樹等を利用する種や、国立市の特徴である崖線の樹林、湧水による矢川や府中用水などに生息する代表的な動植物を、生物多様性の保全や増進の指標となる動植物として設定します。本来の自然環境の維持に向けて、対策や留意が必要な外来種（特定外来生物）については、市民・市民活動団体や民間事業者等と協働した継続的な取組が必要です。

表3-1 指標となる動植物

動植物の生息・生育環境	指標となる動植物
まとまった雑木林	植物：キンラン、哺乳類：タヌキ、鳥類：ツミ 昆虫類：クワガタ類
街路樹 （緑のネットワーク）	鳥類：シジュウカラ、オナガ 昆虫類：キタキチョウ （チョウ類）
住宅や事業地等の緑	鳥類：メジロ 昆虫類：アゲハチョウ（チョウ類）
崖線の樹林	植物：エビネ、哺乳類：キツネ、両生類：ニホンアカガエル、鳥類：アオゲラ、昆虫類：ヤマトタマムシ
矢川・府中用水	植物：ナガエミクリ、魚類：ホトケドジョウ、昆虫類：ゲンジボタル

表3-2 対策や留意が必要な外来種（特定外来生物）

分類群	対策や留意が必要な外来種（特定外来生物）
植物	アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ
両生類・爬虫類・哺乳類	ウシガエル、ミシシippアカミミガメ、アライグマ
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
昆虫類	アカボシゴマダラ、クビアカツヤカミキリ
魚類	コクチバス
水生生物	アメリカザリガニ





3-7 展開施策

(1) 施策体系

取組方針を踏まえ、各種施策を展開します。

表 3-3 取組方針・施策一覧

取組方針1 国立ならではの緑の保全	
1-1 骨格的な緑の保全	1-1-1 緑化重点地区の方針に基づく緑の保全 1-1-2 保全地域の指定 1-1-3 崖線樹林地、湧水環境の保全
1-2 地域の魅力となる公園整備	1-2-1 公園・緑地の計画的な整備 1-2-2 身近な公園の機能の見直しと再整備 1-2-3 多機能な公園づくりの推進
1-3 緑のネットワークの維持、整備	1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備 1-3-2 散歩道・散策路の維持・更新、整備 1-3-3 水辺の親水空間の保全
1-4 民有地の緑化推進	1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成 1-4-2 保存樹木、保存樹林、特別緑地の指定 1-4-3 緑化ガイドラインの作成 1-4-4 地区計画による緑化の誘導 1-4-5 都市景観形成重点地区の保全
1-5 公共施設等の緑の適切な維持管理	1-5-1 公共施設等の緑地の維持・更新 1-5-2 緑のリサイクルの取組
1-6 農地の保全	1-6-1 生産緑地地区の指定 1-6-2 谷保の原風景保全基金の活用
取組方針2 次代につなげる生物多様性の保全	
2-1 生物多様性の質向上と自然環境の保全	2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上 2-1-2 外来種・有害鳥獣による生態系被害の抑制対策 2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進 2-1-4 広域的な自然環境保全への取組
2-2 エコロジカルネットワークの形成	2-2-1 緑の拠点等をつなぐ緑化の推進
取組方針3 協働による取組の推進	
3-1 緑や生物多様性に関する普及啓発	3-1-1 緑や生物多様性に関する情報発信 3-1-2 環境教育の推進
3-2 緑とのふれあいの場の創出	3-2-1 自然観察会等の開催 3-2-2 生物モニタリング調査の実施 3-2-3 緑化イベントの開催 3-2-4 くにとち緑のサポーターの養成 3-2-5 農業体験学習の推進 3-2-6 市民農園等の維持・開設
3-3 多様な主体による緑のまちづくり	3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開 3-3-2 市民参加型公園づくりの展開 3-3-3 事業者と協働した緑のまちづくりの展開 3-3-4 緑の活動のネットワークづくりの展開



(2) 個別施策

取組方針1 国立ならではの緑の保全

1-1 骨格的な緑の保全

市の緑の骨格を形成するまとまりのある緑や連続性の高い緑を保全していきます。

<p>1-1-1 緑化重点地区の方針に基づく緑の保全</p> <p>国立市では市域全域を「緑化重点地区」と定めており、特に市の骨格となる緑である一橋大学を含めた大学通り周辺の緑地、崖線樹林地とそれに繋がる南部地域の自然環境について、より積極的に緑の保全、維持管理を推進していきます。</p>	
 <p>緑化重点地区 (大学通り)</p>	 <p>崖線の樹林</p>
<p>1-1-2 保全地域の指定</p> <p>谷保の城山歴史環境保全地域や立川崖線緑地保全地域、矢川おんだし里山保全地域の指定継続とともに、風致景観が優れている地域や、動植物の生息地として適正に保全していくべき緑地について、東京都と連携し、保全地域の指定拡大に取り組みます。</p>	
 <p>歴史環境保全地域周辺</p>	 <p>歴史環境保全地域周辺</p>
<p>1-1-3 崖線樹林地、湧水環境の保全</p> <p>崖線樹林地は、谷保の原風景として田畑や用水路と共に、後世に伝えるべき貴重な存在です。緑のネットワーク形成や地域の景観形成上からも重要な役割を担っており、「崖線樹林地の保全に係る基本的な方針」に基づき公有地化を推進し、保全に取り組んでいきます。また、崖線樹林地の保全による雨水涵養を推進することで、崖線下の湧水の保全に取り組みます。</p>	
 <p>崖線の樹林</p>	 <p>ママ下湧水</p>



1-2 地域の魅力となる公園整備

市民の健康づくりやレクリエーション活動、自然とのふれあいの場の確保等を推進するため、身近な公園緑地の維持・更新、整備を図ります。

1-2-1 公園・緑地の計画的な整備

現状の公園・緑地は、引き続き市民等と協働しながら維持管理を推進するとともに、公園施設の計画的な修繕・更新を図ります。

また、公園等が少ない地域や広域の事業化が行われる地域などについては、スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場など、地域特性や周辺環境を考慮し、公園緑地の整備を図ります。



河川敷公園

1-2-2 身近な公園の機能の見直しと再整備

利用頻度の低下した小規模公園については、地域の多様なニーズを踏まえ、健康器具など大人世代や高齢者世代が魅力を感じる公園や、生き物の生息しやすい公園など、地域特性や市民ニーズに合わせた公園の再整備に努めます。



小規模公園

1-2-3 多機能な公園づくりの推進

公園施設については、しょうがい者や高齢者、子どもなどすべての市民に利用しやすいユニバーサルデザインの導入を進め、人にやさしい公園づくりを目指します。また、グリーンインフラ機能として、公園・緑地の整備では、緑陰となるような樹木をできる限り配置することでヒートアイランド現象を緩和するとともに、雨水の流出を防ぐ雨水貯留・浸透施設の設置にも努めます。



インクルーシブ遊具



1-3 緑のネットワークの維持、整備

市内の街路樹や水路などのネットワークは、国立を特徴づける景観資源や市民の心のよりどころ、また、生き物の生息空間としても重要であることから、引き続き、適切な維持、整備に取り組んでまいります。

1-3-1 道路緑化の維持・更新、整備

街路樹などの道路の緑を維持していくとともに、樹勢衰退による枝折れや倒木の危険性など、市民生活の支障となる場合、大学通り緑地帯や街路樹の連続性など景観にも考慮し、適切な剪定や維持管理に取り組むほか、樹勢状況に応じた更新も必要になります。

また、新たな植樹の際は、生長後の大きさを考慮して樹種や間隔等を検討します。大学通りの桜並木については、計画的更新（樹勢の衰退した桜の伐採及び新たな桜の植樹）により、現在と同程度（150本以上）の桜並木を維持できるよう取り組みます。

また、都市計画道路整備と併せた街路樹の確保、街路樹等の確保が望ましい既存道路の緑化を進めます。



1-3-2 散歩道・散策路の維持・更新、整備

自然環境の中で散策を楽しむことができる散策路等について、安心して利用できるように維持・更新します。

また、今後も、良好な自然環境の中で散策を楽しむことができる散策路の整備に取り組めます。



1-3-3 水辺の親水空間の保全

矢川や用水路の親水空間については、生き物と触れ合える空間として、適正な維持管理を行うことにより保全します。





1-4 民有地の緑化推進

民有地を含めた市街地の緑の維持・増加を図ります。

1-4-1 住宅地等における接道部緑化の助成

住宅等の接道部では、引き続きブロック塀の生垣化や生垣新設について助成し、市街地の景観や都市環境、防災機能の向上を図ります。また、甲州街道沿道地区を中心に、屋敷林の再生に向けて、垣根等による接道部緑化を推進し、歴史的な景観の再生に努めます。



1-4-2 保存樹木、保存樹林、特別緑地の指定

幹回り1.5m以上などある程度大きな樹木や、100㎡以上の面積を有するまとまった緑地について、引き続き「国立市緑化推進条例」に基づき、保存樹木等の指定を推進し、維持管理にかかる費用の一部を助成することで、民有地における緑地の保全を推進します。



1-4-3 緑化ガイドラインの作成

民有地における緑化について、地域の植生に配慮した緑化や、生き物を呼ぶための緑化など、生物多様性の質向上に資する緑化手法について、事例を含めたガイドラインを作成します。



1-4-4 地区計画による緑化の誘導

都市基盤整備事業等を展開する地区については、地区計画制度により、接道部の生垣化等に関する内容を定め、緑化を誘導します。



地区計画の緑化

1-4-5 都市景観形成重点地区の保全

「国立市景観づくり基本計画」に基づき、都市景観形成重点地区は、現在2地区が指定され、2地区が候補地として挙げられていることから、住民合意による美しいまちなみや豊かな自然環境の保全を誘導します。



候補地：
大学通り沿道地区



候補地：
青柳崖線地区



1-5 公共施設等の緑の適切な維持管理

公共施設の緑は、立地環境特性や施設本来の機能との調和を図りつつ、緑の確保を推進していきます。緑が持つ景観形成機能や、緑陰確保や気温抑制などの環境保全機能、また、災害に対するレジリエンス機能など、緑が持つ様々な機能を踏まえ、適切な維持管理に取り組んでいく必要があります。

また、公共施設の緑の管理を通じて発生する剪定枝等について、再利用を推進することで、環境負荷を抑える環境共生型のまちづくりを推進します。

1-5-1 公共施設等の緑地の維持・更新

市役所、小中学校など各種公共施設の樹木について、既存樹木の維持については、施設利用者及び関係者の安全性・快適性を考慮するとともに、周辺環境への影響に配慮しつつ、倒木や枝落下がないよう適切な剪定や維持管理、必要に応じた更新を行うなど、緑地の保全に努めていきます。また、施設の新築・建替えの際には、施設本来の機能を考慮した上で、緑の配置を検討し緑地確保に取り組みます。また、個別公共施設の緑の管理方針等について、策定を検討していきます。

※緑機能の保全や緑のあり方については、下記の概念図にある立地環境特性と機能特性を踏まえた、管理方針や具体手法が考えられます。

調和概念図（施設種別は例示）



1-5-2 緑のリサイクルの取組

公園等の緑の管理によって集められる落ち葉や剪定枝は、堆肥化やチップ化、ウバタムシなどの生息場となるエコスタック等の用途への再利用などのリサイクル等を行い、有効活用します。



剪定枝による護岸整備



エコスタック

1-6 農地の保全

南部地域にある農地を保全するため、生産緑地地区の指定を推進するとともに、「谷保の原風景保全基金」を活用して農地等を保全します。

1-6-1 生産緑地地区の指定

生産緑地に指定されている農地は、特定生産緑地制度を活用しながら指定を継続してもらえよう働きかけます。

宅地化農地についても保全に向けた働きかけを行うとともに、指定要件を満たす場合には、生産緑地として追加指定を働きかけます。

また、後継者問題により営農継続が難しいなどの課題を持つ農家に対しては、農地を拡大したい意欲的な農業者と生産緑地の貸借に係るマッチング支援を推進します。

1-6-2 谷保の原風景保全基金の活用

現存する水田、畑などが織りなす谷保地域の原風景を後世に引き継ぐため、平成28(2016)年度に設置された「谷保の原風景保全基金」を活用し、ハケや用水と一体となった景観を織りなす農地を保全します。



農地



取組方針2 次代につなげる生物多様性の保全

2-1 生物多様性の質向上と自然環境の保全

生物多様性の質を高めるため、広域的な視点も含め、自然環境の保全や多様な環境づくりに努めます。

2-1-1 生き物の生息環境の保全と生物多様性の質向上

緑の拠点を中心に、生き物の生息空間が保たれていますが、この拠点となる緑が減少しないように努めるとともに、さらに質を高めるために必要な管理を実施します。

また、住宅地の中にある、一つひとつは小さいながらも広い範囲に分布している草地等の緑についても、生物多様性保全の面から重要であることを啓発し、様々な環境における生物多様性の質向上を図ります。



キンラン

2-1-2 外来種・有害鳥獣による生態系被害の抑制対策

生き物調査の結果、前回調査と比較して外来種の数が大幅に増えるとともに、外来種との競合によると思われる在来生物の減少が示唆されていることから、外来種の駆除、防除、拡大抑制に努めます。

また、市民に外来種による生態系の影響について啓発を行い、被害の拡大や防止に努めます。



ハクビシン



オオカワヂシャ

2-1-3 生物多様性保全に配慮した緑化の推進

緑を創出する機会がある場合には、地域の景観や立地特性に配慮することを前提に、地域に根差した植物を活用した植栽を推進することで、エコロジカルネットワークの強化を図ります。

また、植栽する植物は近隣で生産されたものを積極的に取り入れ、遺伝的かく乱を引き起こさないよう努めます。



2-1-4 広域的な自然環境保全への取組

多摩川や立川崖線、青柳崖線など、他市にまたがって連なる自然環境の保全に当たっては、近隣市と連携を図るとともに、国や東京都に対して必要な対策、支援等について要望します。



2-2 エコロジカルネットワークの形成

緑の拠点を街路樹や住宅の緑などでつなぐエコロジカルネットワークを形成し、機能向上を図ることで、多様な生き物の生息範囲拡大と生物多様性の質向上を図ります。

2-2-1 緑の拠点をつなぐ緑化の推進

緑の拠点や住宅地の緑をつなぐ上で重要な街路樹や公園緑地等において、地域の景観や立地特性に配慮することを前提に、地域に根差した植物を活用します。また、民地、主に住宅地において、地域に根差した樹種による生垣の設置や、生き物を呼ぶための緑化を推進します。なお、エコロジカルネットワークにより、外来種等が拡大する可能性もあることから、これらの状態変化にも注意します。



エコロジカルネットワーク



取組方針3 協働による取組の推進

3-1 緑や生物多様性に関する普及啓発

様々な機会を通じて、緑や生物多様性の重要性について学び、自らが主体的に緑や生物多様性保全に携わることができるよう、行動変容を促す普及啓発を行います。

3-1-1 緑や生物多様性に関する情報発信

市民の緑や生物多様性に対する関心は現状でも高いものの、緑や生物多様性の質についての認識や、その保全に資する行動の実施率については、まだ低いことが示唆されています。

無関心な方に関心を持っていただき、関心を持っている方には行動をとっていただき、行動をとっている方には継続していただくという、行動変容につながる普及啓発活動のため、「ナッジ」(詳細は p89 のコラム参照)を始めとする行動科学の知見を活用し、市民の日常の行動が生態系・生物多様性に与える影響を学びながら、保全に資する行動が取れる様、様々な情報発信に努めます。



大人を対象とした学習会



大人を対象とした学習会

3-1-2 環境教育の推進

次代を担う子どもたちに向け、市内に残された自然環境に触れながら、緑や生物多様性保全について学ぶ機会を充実させます。

また、子どもたちばかりではなく、大人の認知・関心についての向上も図るため、学校教育以外の場を含め、環境を学ぶ場や機会を設けます。



小学生対象の自然学習会



中学生対象の自然学習会



3-2 緑とのふれあいの場の創出

緑や生物多様性に関心を持った方が実践に移せる機会を創出します。

<p>3-2-1 自然観察会等の開催</p> <p>市民ボランティアと協働し、自然観察会や学習会などの企画に取り組み、無関心層を関心層へ、関心層を実行層に誘導できるよう、自然環境に対する認識や意識を高める機会を設けます。</p> <p>なお、受講者のレベルに応じた学習会や、参加したことでインセンティブを得られる工夫なども検討していきます。</p>
<div style="text-align: center;">  <p>学習会</p> </div>
<p>3-2-2 生物モニタリング調査の実施</p> <p>市民自らが、生き物の生息状況を調査することで、生き物の状況を確認し、生物多様性を学ぶことや多様性を高める活動を実践する機会を設けます。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>カントウタンポポ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ミンミンゼミ</p> </div> </div>
<p>3-2-3 緑化イベントの開催</p> <p>大学通り緑地帯等において、まちを彩る緑化イベントの開催や、市民ボランティアや専門家による緑の維持管理、ガーデニングなどについてのイベントなど、まずは緑に関心を持っていただくことを目的に、各種イベントを開催します。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>緑化イベント</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>緑化イベント</p> </div> </div>



3-2-4 くにたち緑のサポーターの養成	
緑化に関する専門的な知識を有し、地域の緑化活動を推進する「くにたち緑のサポーター」の養成を継続します。	
 活動風景	 活動風景
3-2-5 農業体験学習の推進	
農業とのふれあいを高めるとともに、多様なレクリエーションニーズに対応するため、営農者等と協力して農業体験学習等を実施し、農地保全や農業への市民理解を進めます。なお、現在実施している稲作体験学習会のほか、城山さとのいえで行われている各種体験事業を引き続き実施します。	
 農業体験学習	 収穫体験事業
3-2-6 市民農園等の維持・開設	
市民の農業体験やレクリエーションの場、交流の場となる体験農園や市民農園について、その維持・開設をサポートします。	
 市民農園	 体験農園



3-3 多様な主体による緑のまちづくり

緑や生物多様性保全のための行動を取る市民がつながり、市民・市民活動団体・民間事業者・学校、ボランティア、地権者・所有者など、多様な主体が各々の特性を活かし、連携して緑をつくり・まもり、次代につないでいきます。

3-3-1 自然環境管理ボランティア活動の展開

緑の適正な維持・管理に向け、市民ボランティア団体と連携・協力します。また、市民が主体となった緑地管理活動を推進し、緑に関心が少ない市民をも巻き込み、市民が緑にふれる機会や活動の場、動植物に関する知識向上の機会を創出します。活動のための資機材の提供・貸与など、必要なサポートについて継続します。



ボランティア活動風景



ボランティア活動風景

3-3-2 市民参加型公園づくりの展開

公園緑地の更新や新たな整備を行う際には、アンケート、環境調査、ワークショップ等による市民参加型公園づくりを実施し、利用ニーズや環境に対応した公園緑地を整備します。



ワークショップの様子



ワークショップの様子

3-3-3 事業者と協働した緑のまちづくりを展開

市内の事業者の敷地、社員、ノウハウなどを活かし、緑のまちづくりの一環として、緑地の整備や緑化活動を展開し、事業者の社会貢献活動を推進するとともに、市民との交流を進めます。



緑道



3-3-4 緑の活動のネットワークづくりの展開

緑や生物多様性等に関する活動等の情報を共有するネットワークを構築し、市民らの効果的・効率的な活動を支援します。また、ボランティア活動についても積極的に発信し、活動に関わる人や機会を増やしていきます。



コラム 自宅に生き物と呼ぶ -おうちビオトープで生物多様性保全-

生物多様性保全の推進に当たっては、生き物の生息空間（ビオトープ）の保全や創出が不可欠です。ビオトープと聞くと水辺と樹林地や草地が一体となった自然豊かな環境を思い浮かべる方も少なくないと思いますが、自宅でも簡単に生き物と呼ぶビオトープを作ることができます。

例えば、水鉢に水生植物を入れて玄関先やバルコニーに置いておけば、いつの間にかトンボがやってきて卵を産み、やがて成虫になって飛んでいきますし、水を求めて野鳥が訪れることもあります。花をつける植物や、ミカンなどの柑橘類を植えれば、チョウ類などの昆虫や、野鳥が訪れるようになります。

このように、生き物が集まるビオトープの創出は、だれでも簡単に始めることができます。ぜひご自宅で、おうちビオトープをはじめませんか。



玄関先に設置した水鉢

